

予防・健康管理に係る取組の当面の推進方針について

- 8月30日に大臣から公表した予防・健康管理に係る取組を着実に推進するため、今後設置する健康づくり推進本部（以下「推進本部」という。）で定期的（概ね3～4月ごと）に進捗管理を行う。
- その際、以下の取組については、複数の関係部局にまたがる課題でもあり、推進本部の下にワーキングチームを設置し、特に重点的に進捗管理を行うこととする。
- なお、複数部局にまたがらない取組についても、それぞれの担当部局で推進し、その状況を推進本部に報告する。

（重点連携分野）

*それぞれのワーキングチームにおいて、当面の具体的な課題設定・スケジュール設定を行い、検討を開始する。

チーム① 高齢者への介護予防等の更なる推進

（医政局・医薬局・健康局・老健局・保険局）

チーム② 生涯現役社会の実現に向けた検討

（職業安定局高齢・障害者雇用対策部・社会・援護局・老健局・保険局）

チーム③ 地域・職域連携の推進等による特定健診・がん検診の受診率向上

（健康局・医薬局・労働基準局安全衛生部・保険局）

チーム④ 地域・職域におけるこころの健康づくりの推進

（健康局・労働基準局安全衛生部・社会・援護局障害保健福祉部・保険局）

チーム⑤ 医療資源の有効活用に向けた取組の推進

（医政局・医薬局・保険局）